

(様式 2)

「桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例
(案)」に対する意見提出手続の結果

- 1 意見の募集期間 令和元年6月13日(木)～7月12日(金)
2 意見の提出者数 1人(郵送 1人)
3 意見の件数 1件
4 担当部課 都市整備部建築指導課
電話 (0277) 46-1111(内線674)
ファクシミリ (0277) 46-2307
電子メール shido@city.kiryu.lg.jp

5 提出された意見の要旨と考慮の結果

(1) <<許可の基準等>>についての意見

番号	意見の要旨	考慮の結果(意見に対する市の考え方)
1	<p>太陽光パネルは景観を損ねる他、反射光による気温上昇、大雨の際山からの洪水、台風や突風でのパネル飛散による近隣住宅住民への被害は免れません。</p> <p>山続きである吾妻山には県内外より毎日たくさんの方々が山登りを楽しんでおりますが、山頂からの眺めが太陽光パネルの広がる景色になったら最悪です。山紫水明の桐生が台無しになってしまいます。</p> <p>現在進捗中の太陽光発電の計画も本条例に該当すると思いますので、早急な条例の成立をよろしくお願い致します。</p>	<p>この条例は、自然環境、景観等と調和のとれた再生可能エネルギー発電設備の設置について必要な事項を定めることにより、美しい自然環境及び魅力ある景観の維持を図り、もって住民の生活環境の保全に寄与することを目的としております。</p> <p>条例の対象となる事業については、申請内容が、事業区域の周辺地域における自然環境や景観への配慮、造成計画や排水計画、騒音などの生活環境の被害を防止するための措置についての技術的基準を審査してまいります。</p> <p>条例については、令和2年4月1日施行を予定していますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>